

1. 件名: 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の核燃料物質使用変更許可申請に係る行政相談
2. 日時: 令和4年9月5日(月)13時10分～13時50分
3. 場所: 原子力規制庁10階会議卓 ※TV会議により実施
4. 出席者
原子力規制庁
原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門
本多主任安全審査官、高橋安全審査官
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所 保安管理部 品質保証課 技術副主幹 他4名
5. 自動文字起こし結果
別紙のとおり
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
6. 提出資料
・プルトニウム研究1棟の廃止に向けた措置に伴う核燃料物質使用変更許可申請について

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	はい、原子力規制庁の本田です。それではですね今日は
0:00:06	原子力科学研究所のプルトニウム研究 1 棟の廃止に向けた、
0:00:13	措置に伴う核燃料物質使用変更許可申請書日についてと、
0:00:19	ということで原子力科学研究所と面談させていただきたいと思っておりますよろしく申し上げます。事前に、
0:00:26	資料をいただいておりますので
0:00:28	簡単で結構なんで減少機構の方から資料に基づいて、ご説明申し上げます。
0:00:40	はい。
0:00:44	原子炉機構の清水と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。
0:00:50	それでは資料に基づきまず概要をご説明させていただきます。
0:00:56	件名につきましては、先ほどございましたようにプルトニウム研究伊東の廃止に向けた措置に伴う核燃料物質の使用変更許可申請についてということです。
0:01:07	これから、申請をしようとしている案件でございます、その許可の数、申請の進め方、許可の取り方について、
0:01:17	ご相談させていただければと思います。
0:01:22	まずこのプルトニウム研究 1 等の施設の概況について、1 ポツのところでご説明いたします。
0:01:29	プルトニウム研究等はですね、平成 26 年の機構改革において、すでに廃止施設の廃止が決定されておりました、それを受け、
0:01:40	令和 2 年度には、令和 2 年 12 月には、施設で保有していた保険料 5 室のすべてを他施設に、事前に搬出を完了しております。
0:01:51	これを受けてですね、令和 3 年 6 月に保安規定の変更の認可をいただきまして、当時、政令 41 条該当施設であった施設がですね、
0:02:03	非該当施設の方に管理を移行しております。
0:02:09	また、同年令和 3 年 12 月には、使用の目的を、施設の廃止に向けた措置の実施に伴う核燃料物質によって汚染された設備の管理をすると。
0:02:21	という使用の目的にする変更を、を行いまして、施設自体が、今はもう実験とか、ああいう形での核燃料の使用はなく、挨拶に向けて、
0:02:32	準備段階であるという位置付けになっております。
0:02:37	今後ですね、核燃料物質の使用の変更許可を行いまして、を受けて、設備機器の撤去に着手し、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:45	管理区域までの一連解除、管理区域解除までの一連の作業を行うこととしております。
0:02:54	二つ目の2ポツにですね、その計画の概要について少し全体的なスケジュールについて記載しております。
0:03:03	下表にございますように、グローボックス、大きな工程といたしましては、グローボックス、それからフードといった設備機器の撤去、
0:03:13	それから液体廃棄物気体廃棄物といった廃棄施設、貯槽であったり、排風機だったり、こういったものの撤去。
0:03:21	あとはですね、この施設かなり古い施設でありまして、過去には実験室の汚染の発生等ございますので、そういった箇所につきましての、
0:03:32	壁とか天井、床、こういったところのはつり作業、
0:03:37	等を行いまして、除染を行い、
0:03:40	最終的には、汚染検査の上、管理区域まず解除まで向かう予定でおります。
0:03:48	この全体の期間といたしましては、約4年を見込みでございます。
0:03:52	全体期間といたしましては、4年を見込みまして、この作業をですね、行うに当たりましては、これまで単年度、それから1年2年ぐらいの契約工事をしていたところもございますが、
0:04:06	この作業につきましては、作業を短期間に合理的に完了させるため、通年契約をいたしまして、作業を通年で行いまして、管理区域工場解除までの、
0:04:18	工程を一度煮詰めたいと考えております。
0:04:22	なお、この間の放射線管理等につきましては、社内規定であります。
0:04:29	原子力科学研究所の少量核燃料物質使用施設等保安規則、
0:04:34	及び安全取扱手引き等に基づき、管理をするほか、一般労働安全につきましては所内金、
0:04:41	規定に基づき、会議のもとで、実施していきたいと考えております。
0:04:48	さて、このような計画でですね、廃止措置を進めていくところではありますが、
0:04:54	その申請の進め方、許認可の進め方について、3ポツに示しております。
0:05:02	プルトニウム研究等の廃止に向けた措置は、上記の方によるですね、短期間での
0:05:09	工程で集中的に行う予定でございます。
0:05:13	このため、変更許可申請の内容といたしましては、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:17	プルトニウム研究 1 棟における核燃料物の使用の廃止という形で、
0:05:22	許可を、現行の許可からですね、プルトニウム研究等をすべて削除した上で、
0:05:28	この管理区域解除までの作業を進めさせていただきたいと考えております。
0:05:35	本日このを事前相談という形でさせていただきましたのは、この許可を削除するという方法をに關しまして、
0:05:46	ご意向を確認させていただきたいというところです。この申請の中身によりまして、どこまで段階的にやるのか、1 度に管理解除を含めて、
0:05:57	許可を削除するかということで申請の仕方が変わってきますので、このたび事前に、以降、
0:06:03	ご説明、ご相談をさせていただいているというところです。
0:06:07	1 のページにプルトニウムピットと平面図等を載せております。建物としてはですね、非常に小規模な施設になっておりまして、
0:06:17	施設内にグローボックスが 15 台。
0:06:21	それからフードが 4 台等設置されておりまして、これらの設備機器を撤去するほか、建屋の外側にあります廃液貯槽室であったり、
0:06:32	集水ピット室、こういったところにも廃液貯槽等ありますので、そういったところの設備機能撤去、管理区域解除、汚染計算上のある区域解除ということを行う予定となっております。
0:06:45	簡単ではございますが、以上概要の説明とさせていただきます。
0:06:50	はい。規制庁の本田ですどうも、ありがとうございます。
0:06:54	ちょっと幾つか、
0:06:55	各事実確認だけさせていただきたいと思います。
0:07:00	今ですねこのプロフィットってのはまさに今ご説明あった通りも徐々に段階的に、
0:07:07	その核燃料物質をもう、
0:07:10	よそへ持ってったりして、貯蔵とかしてませんと、核燃料部者存在しません。
0:07:17	で、なおかつ該当施設だったものが非該当説になって、
0:07:22	保安規定も今、
0:07:24	保安規定としては実質は今、
0:07:27	立地等に関する保安規定は存在しない。
0:07:30	ということとあと目的も、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:33	試験とか実験っていうのではなくて、汚染された設備を管理するという、実際に即した、
0:07:40	目的に変更したっていうのは承ったんですけど、今、
0:07:45	そうすっともう核燃料物質はないっていうのは、そうしましたけど
0:07:49	以前使ってたその実験とか試験で出たごみ廃棄物、
0:07:55	これらもう、
0:07:57	一度中にはないっていうことでいいですか。
0:08:02	はい。原子力高シミズです。
0:08:04	過去におきまして発生して、ため込んでいる廃棄物という観点ではございません。
0:08:11	うん。一方で、
0:08:14	等グローブボックスやフード、こういった設備の中にはですね、特にグローブボックスの中には、過去の試験において汚染された内部汚染が残っているという、いう状況になっております。
0:08:27	平成 28 年に、中のですねグローボックス内の除染作業ということを実施はしておりますが、やはりすべてをすべてをこの取り除くということは、
0:08:39	できませんので、グローブボックス内に頭に閉じ込めてある汚染というものは残っていると。
0:08:47	ということになります。わかりました。
0:08:50	規制庁の本田です。ありがとうございます。だから、試験とか実験で発生した廃棄物はもうないです。ただ、
0:08:59	今のご説明はその後、今のね線表の中にあるグローボックスの撤去とか、当然解体しなきゃいけないから、
0:09:06	解体するときに当然その間はしっかり、
0:09:10	この汚れてるところはね、除染して巻きなるべく綺麗な状態に持っていくっていう、
0:09:15	作業があるからその解体撤去に伴って、どうしても発生するのは今ね
0:09:21	もちろんもうグローボックスが汚れてるって、もう想定がされてるから、
0:09:27	ごみはありますっていう、
0:09:30	発生しますと、
0:09:31	いうのはもう、その想定としてはもう範囲内であって、
0:09:35	いつまではそのんは、廃止、解体撤去に伴って発生する。
0:09:41	廃棄物は当然出ますよっていう説明で、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:44	承りました。ありがとうございました。
0:09:48	それで
0:09:51	今度ちょっと線表の方に行くんですけど、
0:09:54	これだけ4年間かけて、
0:09:58	解体館管理区域の解除までいきますと、
0:10:02	いうスケジュールを立てていらっしゃるけれども、
0:10:07	二つ目の、
0:10:09	上から二つ目ののは、液体廃棄物の撤去とか、或いは気体廃棄物の気体廃棄施設か。
0:10:16	この液体廃棄施設気体廃棄施設の撤去っていうのは2年目だったら3年目っていう
0:10:23	フェーズなんだけど、この鑑定、この設備ってどういうふう意思されるわけです。
0:10:34	現状機構シミズです。
0:10:35	はい、気体廃棄施設、液体廃棄施設につきましては、それらの撤去に着手するまでの間は、特に
0:10:46	例で言いますと気体廃棄施設につきましては、設備のグローブボックス等の撤去、
0:10:53	それから、管理区域内での
0:10:57	はつり作業、こういった汚染の発生空気中汚染のアピールを行って、それぞれがある期間は、
0:11:05	運転をそれまで継続しております。また同様に、液体廃棄物につきましても、液体廃棄物が発生する可能性がある。
0:11:14	丹波では機能を維持しております、それ以降につきましては、廃棄物の発生の恐れがない、もしくは、液体廃棄物の発生の恐れがないということで、それら機能を停止いたしまして、解体に向かって、
0:11:29	いう考えでおります。
0:11:31	以上で、
0:11:35	%規制庁のホンダですありがとうございます。要するにこの開催最初はその最後は管理区域会社だけでも、当然、
0:11:43	液体が発生したり、気体が発生するってことも想定されるから、
0:11:47	この二つの設備は今の既許可の、
0:11:52	市長狩野清野って言っていいかわかんないけど、それを維持しますと。
0:11:57	だから、本当に解体撤去に着手するのは、もう液体が発生しませんねっていう状態になるまでとか、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:04	北井はい。北井。だから、気体廃棄物、
0:12:10	廃棄物が発生しないっていう状況までになったらいいよ着手すると。
0:12:16	そういうふうに、
0:12:18	順番としてはそうですねっていうことでよろしいですかね。
0:12:24	水木講師です。
0:12:26	ご認識の通りであります。
0:12:28	はい。
0:12:32	私たちはちょっとこの
0:12:40	使用施設の廃止っていうのは非常に
0:12:44	難しいっていうかなんちゅうかな、その順番どうやって申請の中でどうやって読んでいけばいいとか、
0:12:51	申請してもらっていけばいいとか、どうやって審査していけばいいかっていうのは、
0:12:56	もう昔から悩みの、
0:12:59	多いところでして、今田磯そういう理由もあっていまだこう、
0:13:03	揺れてるっていうかね一本筋の効果がないようなところ、
0:13:08	誠に恐縮しちゃうところなんだけど、最後の管理区域解除っていうところまで、
0:13:15	当局としてはちゃんと見なきゃいけないかなっていうふうに思うところもあります。
0:13:21	ありますんで、
0:13:29	ちょっと決断書いちゃうと、
0:13:33	ですね。
0:13:35	うん。
0:13:38	今回全廃するっていうやり方を今ね、したいと。
0:13:43	全廃するって形をしたいというふうに、
0:13:46	おっしゃってるけれどもませ全体ではなくて弾丸段階を追うというのかな。
0:13:54	縮小し、
0:14:00	あれ。
0:14:10	ごめんなさい。ちょっとすいませんと。
0:14:13	正直なところ、検証機構さんの場合だとその前、一気通貫で全廃っていう言い方カクサケンでも、
0:14:20	やってらっしゃるし、あと原科研でもなんだっけな、昔も。
0:14:27	原子炉特権とか、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:30	その辺にその辺を次、次、やり方は、ひよっとしたらもうご存知で、
0:14:36	それに倣ったやり方をね、
0:14:38	されてるのかなと思いますけどそれはそういうことでいいですか。すいません。あっちこっち飛んじゃって。
0:14:45	はい。建築部驚見です。
0:14:47	衛藤。
0:14:49	原子力関係基準におきましても、ウランの研究等が、平成 30 年に許可をいただきまして、令和期間年度に、管理区域課長、
0:14:59	またそのあと、通称 S G F と呼ばれております保障措置技術開発試験室、上村令和 2 年度に 1 回以上に至る
0:15:10	許可をいただきまして、許可からの削除後に、管理結果以上と工事に着手したって言う事例等を参考に今回、
0:15:22	期間とか規模とかが若干違うところがございしますが、そういった前例を参考にさせていただいています。わかりました。で、
0:15:30	今、もう 1 個は核サ研の方でも私の知ってる限りは核サ研の
0:15:35	モックアップ施設とかっていうグループルーメン関係のところで行ってるんだけれども、
0:15:40	今回まではその例に従うとなると、
0:15:43	こういった全廃、一気にね、ぜすべて削除するというやり方もありかなと思います。ただし、
0:15:50	ただしですね原科研、
0:15:53	今、新屋さんがおっしゃった昔の
0:15:56	原子炉特権とか
0:15:59	はですね
0:16:01	いわゆるどういう形で廃止措置に向かっていくかっていうことさ参考資料で、
0:16:06	いろんなものをつけていただいてない時代で、
0:16:09	今はですねかなり細かく入っていただいているっていうのがあるんだけどそれはご存知ですかね。
0:16:20	はい。衛藤ウラン濃縮と等を出した時に 1 枚ぐらいのオペレーションということで、
0:16:28	一番行きます。
0:16:29	1 枚 1 枚ですね当時はね。
0:16:33	はい。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:34	は、廃止措置ということではなくても、設備機器の解体撤去としましてはどのような手順でどのような廃棄物が発生するなど、の資料を出しておりますので、
0:16:48	それと同等のものを今準備はしているところでございます。
0:16:57	それで、こうやって多分マネ年数の話をするわけじゃないけどな、4年っていうちょっと結構時間としてはかかるんで、
0:17:06	今清水さんがおっしゃった話資料とか私が今申し上げた、
0:17:12	その廃止措置、解体の方法とか廃棄物をどうするとか、
0:17:17	そういったことを説明する紙っていうのはかなりこう入れ、作り込んでいただく。
0:17:22	聞きたいなと思ってましてちょっと大ざっぱな言い方になっちゃうけど、この廃止措置の施設を本格的に廃止するときって、廃止措置計画って、
0:17:32	出してもらうんだけども
0:17:35	ほとんどほとんどそれに準じた項目をね、
0:17:39	書いていただくのかなと思ってますこれはだから今清水さんが前例をやって作って、
0:17:46	見ますってご説明あったけどその前例の時にはちょっとそういった考えはまだちょっとお示しできなくて、
0:17:53	最近になってではないですけどもその廃止その施設のね、
0:17:59	全体は残るんだけど一部の建物は全廃するっていう例が結構出てきたときに、ちょっと細かめに、その施設全体を管理区域解除するまでの、
0:18:11	廃棄物の処理とか、解体の方法とかあと放射線管理と、
0:18:17	従事者の放射線管理とか、どういうふうにやっていくんだっていう、
0:18:21	ことを確認しなきゃならんねっていう話が出てきたときに、
0:18:25	じゃあ、廃止措置計画という、違った手続きがあって、それに準じた説明資料が、
0:18:33	適当かなというようなちょっと結論へて今まで
0:18:39	お願いしてるところで進んで、ちょっとあの廃措置計画でとか、
0:18:44	つく示さなきゃいけない資料っていうのをちょっと確認しつつですね。
0:18:51	その申請書に添付する参考資料ということで、
0:18:56	お願いできないかなと思います。
0:19:05	原子炉機構神です。
0:19:09	はい。配置、計画、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:14	やはりその計画に近い資料を用意して申請するというのを廃止をいたしました。まだ実際にそういった資料を出した実績がないので、
0:19:28	ちょっと
0:19:30	どういったところをどこまで深掘りして書くべきかというところろうについてご意見検討した上で、資料を作成したいと思います。はい、わかりました。
0:19:41	どうぞ。
0:19:45	すいません原子力規制庁タカハシです。ちょっと何か確認をさせていただきます。まず、今回、グローボックスまた撤去されるってということで、ここに除染はしたんだ。
0:19:58	すべては除染し切れていないのでしっかり今回除染しますという話があったと思うんですが、そういった設備もろもろ撤去する際に、事前の汚染検査っていうのは一通りされますかそれとももうすべて汚染があるものとして、作業されるんでしょうか。
0:20:17	原子力機構驚見です。
0:20:19	グローボックス内の汚染状況につきましては、平成28年に助勢作業をしたと、いうことを申しましたが、その際に、作業終了後の汚染状況も確認しております。
0:20:32	ですのどのグローボックスにどれだけの汚染があるかと言うところの秋月は確認できてますので、
0:20:41	それに応じて作業を計画していきたいと考えております。
0:20:46	演習規制庁タカハシです。今のお話ですと、今回改めて汚染検査をした上で、グロー3ボックスの撤去を行うわけではなく、各、過去の平成28
0:20:58	年の時点で、汚染箇所もある程度特定されているので、そこをしっかりと除染等した上で、衛藤最後に汚染検査をして、衛藤適宜、
0:21:10	一般廃棄物なりさん、江藤放射性廃棄物として最終的に処理していくと、そういうことでよろしいでしょうか。
0:21:21	現職講師技術ベース、
0:21:24	その認識で間違いございません。
0:21:27	原子力規制庁タカハシですありがとうございます。
0:21:30	あとですね、今回の解体撤去で、かなりの量の放射性廃棄物が発生するんじゃないかなというふうに思ったんですけども、今回新たに発生する放射性廃棄物は、どこに持ってくかっていうことは、もうおおよそ決まっていらっしゃるんでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:50	原子力機構シミズです。
0:21:52	今回の作業で発生する廃棄物量につきましては、およそドラム化で 500 本程度、
0:22:01	と推測し、推定して算出しております、
0:22:05	これらにつきましては、原子力科学研究所内の廃棄物処理場の方で受け入れ可能ということで、
0:22:11	作業の進捗に応じ、発生しましたら、その都度引き渡すこととしております。
0:22:18	原子力規制庁タカハシですありがとうございます。200 リットルドラム缶は 500 本分ぐらい発生しそうで、それも処理場の方に持っていくと処理場の方は容量があるから、受け入れは大丈夫そうだと、そういうことでよろしいですか。
0:22:35	原子炉機構シミズです。その次、認識で、間違いございません。
0:22:39	原子力規制庁タカハシ瀬田ありがとうございます。あとですね今後先ほど根田からお話ありました、資料 2、この解体撤去の方法等、詳細を記載していただいて提出していただくことになるんですけども、
0:22:55	その際にですね特にこの液体廃棄施設の撤去のところは、先ほどの話だと中操等があるという話で、あとは排水管等もあるのかなと思うんですが、
0:23:07	排水管は土に埋まっているような埋設タイプの排水管でしょうか。
0:23:17	元施工済みです。
0:23:19	排水配管につきましては、今
0:23:25	ご指摘ありました、埋設特 A の配管というのがですね、建屋外にあるところは確認しております。
0:23:35	埋設といいましてもただの途中に土の中にそのまま埋まってるわけではありませんでして、ダクトという、何て言うんですかね、いう事項というか、
0:23:46	囲いの中を走っているということになっておりまして、これらにつきましては、昨年度にですね、解体撤去の詳細計画というものを、
0:23:56	契約のもとで、主手法を確定しております、その方法等もすでに決まった、詳細計画まで立ててあるところになっております。
0:24:11	原子力規制庁の赤字ですありがとうございます。奥歯に排水管があって、今言う事故に排水管が通っているような状況だということはわかりました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:23	今後その解体撤去していくにあたってその外にある配水管からの、江藤加古、加古にその配水管から外に漏えいしたことがないかどうかとか、
0:24:36	そうですね、ちょっとそういったご説明も資料には、きちんと書いていただいて、要は土とか、そういった排水管の外への漏えいの可能性があったかどうかとか、
0:24:48	あとはもし定期的に通水検査とかをされて、排水管から漏れてないよということを確認されているのであれば、そういうことも記載していただいた上で、排水管の外への漏えいはなかったことをしっかり説明していただくことが必要になるかなという。
0:25:06	いうふうに思いますのでその点も踏まえて資料の作成の方よろしく願いいたします。
0:25:15	志水です。拝聴いたしました。
0:25:19	はい、原子力規制庁タカハシ説ありがとうございます。すみませんと最終的にこのプル1の建屋全体はもう完全に解体撤去してしまうということではよかったでしょうか。
0:25:34	編集方針です。
0:25:36	施設の建屋そのものにつきましては、管理区域解除後、当面は一般施設として、管理を、を使用する予定であります。
0:25:48	なかなか古い建屋ですので、将来的には、建屋解体ということは視野に入り、あるかもしれませんが、まずは管理区域解除まで、その後、一般施設として利用するという立ち位置でございます。
0:26:04	原子力規制庁タカハシです。
0:26:06	ご説明ありがとうございます。建物は当面は残すということでその際期待は既設どこまで提供できるのかっていったところが非常にネックになってくる。
0:26:17	ところかなと思いますので、その点も新参考資料の方に明記していただく必要があるのかなと思いますのでその辺のご説明もちょっと今後ご検討いただければと思います。
0:26:30	あとはですね、先ほどお話があった、他の施設でも同様に、施設全体では、使用の廃止をされた時、実績があるっていう話だったんですが、
0:26:43	その裏の縮等とかSGLと、あとこちらっていうのは、非該当施設の状態で、廃止をされた施設でしょ。それとも該当施設のまま、廃止に向かった施設なんです。
0:27:00	原子炉機構シミズです。両施設とも、非該当施設の状態で廃止措置を行っております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:09	原子力規制庁タカハシですありがとうございます。もともと非該当施設だったのでそのまま非該当施設として廃止に向かったのか、それとも今回の古市のようにもともと該当だったものが非該当化してその後、
0:27:24	廃止に向かったのか、いずれでしょうか。
0:27:36	原子力工事部です。
0:27:37	両施設とも
0:27:42	確か、もともと内藤施設の施設であって、お話を提示しては石井に至ったと認識しております。
0:27:52	原子力規制庁タカハシ先生ありがとうございます。あと今回の古市はもともと該当施設だったものが非該当化して廃止に向かうってところが、ひょっとしてちょっとフェーズとして違うのかもしれないので汚染の度合いとか、
0:28:06	あそこも変わってくるのかなというような気がしますが、
0:28:10	いずれにしても古市の汚染状況を踏まえた上で適切な措置がされていればいいかと思しますので、その点をご留意いただきながら資料の作成の方よろしくをお願いします。
0:28:32	難しいね。
0:28:34	たびたびすいません減少規制庁タカハシです。今後のご予定等をお伺いできればと思うんですけども、新鮮。
0:28:46	あと、
0:28:49	さあ、それでも、うん。
0:28:52	あ、すみません、ちょっと一旦中断します。
0:29:03	もっとですね、
0:29:06	ちょっとスケジュールの話はちょっとまた別にさせてもらって
0:29:12	ご説明としてはどうもありがとうございます。
0:29:15	規制庁から確認すべきことは一応、
0:29:19	今日の段階ではお進みしました。
0:29:23	なので、減少機構さんから何かありますか。
0:29:35	すいません。東京事務所、畑村です。はい。はい。
0:29:38	どうぞ。はい。情報としてちょっとお話しときますけども、もともと買取使用施設の廃止措置。
0:29:49	廃止に向けた措置。
0:29:52	に係る等とか変更の仕方については、先日、きちっとの管理官、島管理官とその面談とかの中でもちょっと話題になりまして、その際に、法律的な、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:09	とか変更のやり方について週販と実質を出してくださいといったところをおっしゃっていただいております。なので今回変更する形ですね、調整させていただいて結論としては一方、
0:30:24	ということになったかと思しますのでそういうふうに理解いたしました。これは情報としてお伝えをしときますと、そんなにこの意識だということでしょうか。
0:30:44	中内、内野西は伴も同じ認識かってこと。
0:30:49	そうですねもともとそういった話をいただいています。そこら辺もそういった話、総括官の方から何か話を聞いてました。
0:31:05	いや、はっきりは聞いてないです。そうですか。一応そういった形で管理課とお話させていただいていますので、
0:31:15	ご認識くださいということでした。
0:31:20	はい、ありがとうございます。何か他にございますか。
0:31:25	すいません。原子力委員会は、学校東京支社の中身は、
0:31:32	あのね、
0:31:33	公安管理部からちょっと先に何か発言があったから、
0:31:37	どうぞ、どうぞ。
0:31:39	はい。原子力機構ヤマダです。
0:31:41	先ほど仲村の方から話がありました、管理官とのお話に関することなんですけども、
0:31:49	管理官の方からは、は、使用班の方ともご相談くださいというようなお話を受けております。それを受けた学部の方、
0:31:59	経営統括本部からですけども、現場の方に連絡してくださいというような情報をいただき、ちょっと本日お邪魔させていただいたところでございます。で、なぜちょっとこんな
0:32:09	今、ここにいらっしゃるかと言いますと、プル系等につきましては、今回、その4年という範囲で、全体的な一括申請を行うということに対して、
0:32:20	実はこの同じような時期に、再処理特別研究棟というところでも、はおります。
0:32:26	そこにつきましては、全体の廃止措置が、おおよそこれから10年ぐらいかかる予定なんですけども、今回の申請範囲については、3年ぐらいを考えているところであります。
0:32:37	最初の名簿、そうです。はい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:40	これをもっと延ばせないかというようなちょっと、伸ばした方がいい、いいかというような相談をしてみたらどうかというような形のニュアンスで、ちょっとコメントをいただいたというところでございます。
0:32:50	ちょっとこちらといたしましては、3年というふうに切っているところは10年というところで長いというところもあるのですが、
0:32:58	今ちょっと考えていたところといたしまして、再処理特別研究棟は、
0:33:02	飛び地のところ、飛び地で大体100メートルぐらい本体が慣れているんですけども、廃棄長期貯蔵施設という施設がございます。この施設の管理区域解除まで持っていくのに、
0:33:13	いただいて3年ぐらいかかるだろうということで、次の申請範囲を考えていたところでございます。その次の申請といたしまして、大体残りが6年、7年ぐらい。
0:33:23	ちょっともう少しはもう少し長くなってしまいかもしれないんですけども、次の申請の時に本体施設の管理区域解除という形で、ちょっと眺めら申請をしようかというふうに考えていたところでございます。
0:33:34	ちょっと資料等は用意はしていないんですけどもこういった形で、次の申請が3年分じゃ駄目だというようなお話であれば、また面談させていただきたいというふうに思っていたところでございますけども、
0:33:47	ちょっとすみません話が長くなっちゃったかもしれないんですけども、ちょっとこの後どうしたらよろしいでしょうかという相談をさせていただいたところでございます。
0:33:57	規制庁の恩田です。ありがとうございます。要するに、今回、古市藤の話もあるけど今山田さんがおっしゃったみたいな、再処理特権の話もあり、似たような、
0:34:08	全然廃止すという施設がありますと、ただ、最初に物件を非常にもっと長い。
0:34:15	ですね、今の話は10年ぐらいかかるんですけども、
0:34:19	その申請のやり方どうしようかって言うのを、
0:34:23	悩んでらっしゃる。
0:34:28	こちら、
0:34:29	こちらと技術部小山田です。こちらといたしましては、ちょっと長いというところと、タイミング的に廃棄物貯蔵施設というところの管理区域解除。
0:34:40	3年ぐらいの作業でできるようになりますので、うん。まずその飛び地の部分の、なるほど、進めたいと思っているところですから、もう

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:50	最初に特権っていう名前は一つだけど、その中で、
0:34:54	飛び地と本体って分かれてるから、
0:34:57	その飛び地の方が3年、
0:35:00	でいいのかな、統一というか、
0:35:03	貯蔵の方が3年だからそれをまずひとくくりで、
0:35:06	申請しましょう。
0:35:08	形を考えを持ったってことね。
0:35:12	はい。原子力、神山です。はい、おっしゃる通りです。まず、飛び地の部分をなくしてしまおうというふうに思っているところです。本体の方はまた、それより長くかかるから、
0:35:24	ご相談させていただきってことは、これから、
0:35:28	本本体分はそれからまた長くかかるので、今回の申請範囲には含めずに、2年後ぐらいの申請範囲に含めさせていただければなというふうに考えていると思うんです。
0:35:40	なんかわかり規制庁の方がわかってきました。
0:35:44	だから、ちょっと形で、
0:35:46	形を言うと、最初に特権の申請書というのは本体はまず規制基準としては残ると。
0:35:53	飛び地が全廃って形かなと。
0:35:59	はい。議員広井小山です。はい。おっしゃる通りの通りでございます。わかりました。
0:36:06	ただ市長の方ですから、またちょっと年数で何年だから駄目とかいってという話もちょっとなかなか、
0:36:14	ちょっと結論としてはもう、にくい。
0:36:19	今回よ4年間4年だからいいってわけじゃなくて今回は、
0:36:24	従来あったやり方、原子炉特権とかあと、このSGの、
0:36:33	技術開発建屋とかっていうのがあったのでそれと同じであれば、
0:36:41	申請の仕方は1と同じでいいかなと思ったしあと、一方でそのSG建物というのがさ、減少特権の時にはない、ちょっと参考資料で、もうちょっと厚めにね。
0:36:52	廃止措置計画につける添付書類、
0:36:57	に相当するものをちょっと説明くださいっていうちょっとことを言ったつもりだったので、ちょっと若干こう進化した形かなと。
0:37:06	思ってますんで、今最初に特許の話も

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:10	その時に、それはまた同じようなね指摘というか、資料を求めますよってことになると思うんですけども、それでよろしいですか。
0:37:23	はい。原子力機構ヤマダです。はい。承知いたしました。次の申請するときには、プール系統と同じような形で、配置計画、ちょっと廃止措置実施方針にちょっと近づくような形になるかもしれないんですけども、
0:37:37	そういった内容のものを、参考資料という形で一緒に申請させていただければと思います。わかりました。
0:37:47	いいですか。
0:37:48	はい。他にありますか。
0:37:53	すいません。アンカ本部、仲村です。
0:37:56	参考資料のことについてちょっと確認させていただきたいんですけども、
0:38:01	本田さん、借家みたいに昔浦野祝の時ぐらいから1枚何ぐらいの許可変更の際につけて、申請させていただくと。
0:38:15	言ったところをさせていただいてそれは多分平成30年ぐらいです。
0:38:19	それ以降規制庁さんとの協議の中で記載すべき事項等、施設、
0:38:30	設備の解体撤去に伴う参考資料ということをいろいろ追加させていただいて、
0:38:36	いうふうに認識しております。今回みたいにその施設を廃止する時についても基本的にはその施設の設備の撤去費用をつけさせていただいてると。
0:38:49	いうふうな認識で例えば直近の例だと、モックアップで各先に作って格下げの例になるんですけどももう本当にあったり、排水処理室であったりっていうようなこれまで参考資料の中で、
0:39:05	そういうものになっております。基本的にそういった前例をもとに、看護師を作り上げていこうとは思うんですけども、今本田さんがおっしゃったのはそれよりもまたさらに、もっと細かく内容を追加して欲しいっていう、
0:39:19	そういう、いや、どっかのね青年等、規制庁の問題ですけど念頭にあったのは、まさに液体廃棄施設とか、
0:39:28	気体廃棄施設ってのは、その本当に解体も解体してもいいよっていうタイミングまで、一応性能としては持たせる維持維持されるわけでしょ。
0:39:39	そのことはちゃんと書いてくださいねっていうことをちょっと言おうと思った。
0:39:44	甲斐断層の段階にあるじゃないですかだから、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:49	百田仲本氏が古藤田中の解体、管理区域を解除するっていうところである、ある程度のこの
0:39:59	あみ言っちゃちょっと必要ない方だけちょっと、
0:40:01	規制としてはちょっと確認しておくべきかなというふうには思ってますんで、
0:40:06	それが確認できる説明が必要ですかと思う。
0:40:10	ちょっと言い方ザクツとして申し訳ないけど、
0:40:14	だから、今仲村さんがおっしゃったモックアップの話でも、モックアップそのままこべっちゅうか、参考にするのではなくてそのプロ一致。
0:40:25	狂い等の特色が出る。
0:40:28	ことはもちろんだけど、
0:40:30	管理区域解除するまでに、こんな管理します、こんな維持しますとか、こんな放射線管理しますとか、そういったことが必要かなと。
0:40:41	思ってます、それには、その廃止措置計画にくっつける添付書類、
0:40:48	に相当するようなことが、
0:40:50	準じたって言い方とか相当するとそんな言い方しかできませんけど、
0:40:55	が必要かなと思ったのでちょっとそのような言い方した。
0:41:01	はい。原子力機構の仲村です。承知いたしました。適宜、過去の資料とかも参考しつつ、持ってきて、最適化したような、
0:41:11	資料を添付するというふうにご理解いたしました、いたします。
0:41:18	他ありますか。
0:41:25	いや、ないようですんで1回面談はこれで終了いたします本日はどうもありがとうございました。それではプルトニウム研究1棟の廃止に向けた、
0:41:37	核燃料物質使用許可申請書についての面談終了いたします。どうもありがとうございました。ありがとうございます。ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。